

「通学路等における児童等の安全確保に関する指針」のポイント

1 目的

通学路等において犯罪や交通事故等の被害を受けないよう、児童等の安全を確保

2 基本的な考え方

- 警察、学校、通学路等の管理者、保護者、地域住民が連携して通学路等における児童等の安全確保に取り組む
- 「児童・生徒の通学路整備促進要綱」（昭和38年2月28日東京都知事通達）、「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」（平成25年12月6日文部科学省、国土交通省、警察庁）等を整理して策定

3 主な事項

(1) 通学路等における環境整備

① 安全な通学路の設定基準

- ・ 車両の交通量が少ないことや、横断箇所に横断歩道、信号機等の交通安全施設が整備されていること など

② 通学路等において関係者が進めるべき環境整備

- ・ 歩車道の分離や見通しの確保、防犯設備の設置 など

③ 警察署長への意見聴取

- ・ 通学路の設定又は変更に当たり、学校等の管理者は警察署長への意見聴取を実施
- ・ 警察署長は、犯罪及び交通事故防止の観点から留意すべき箇所や実施すべき改善方策を回答 など

④ 通学路等における安全点検

- ・ 関係者による推進体制を構築し、通学路等における安全点検を継続的に実施 など

⑤ 通学路等における犯罪発生情報等の共有

- ・ 通学路等における犯罪発生情報等、児童等の安全確保に関する情報の共有化を推進 など

⑥ 相互連携による安全対策

- ・ PTA・自治会等の関係団体と連携した登下校時の見守り活動をはじめ、児童等の安全確保のための諸活動の推進 など

(2) 安全教育の充実

- ・ 「子供110番の家」の周知及び駆込み訓練の実施
- ・ 登下校時のあいさつ運動、交通安全に関する教育の実施 など